

令和3年9月29日

公益社団法人及び公益財団法人 代表者 様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
総務課

「緊急事態措置終了後の新型コロナ感染拡大防止集中対策」への
協力要請及び感染防止対策の徹底について（依頼）

令和3年9月28日、本県を対象とした緊急事態宣言は、9月30日をもって解除されることが決定されたところですが、本県の現時点における感染状況はステージⅡで、一部の市町については、新規報告者数の動向などを見た場合、比較的高い水準にあり、継続的な感染が認められます。

このため、10月1日以降は、感染状況を踏まえて対策を段階的に緩和していくこととし、10月14日まで、別紙のとおり「緊急事態措置終了後の新型コロナ感染拡大防止集中対策」に取り組むこととしました。

つきましては、各法人におかれましては、「緊急事態措置終了後の新型コロナ感染拡大防止集中対策」に基づき、感染拡大防止対策の徹底に引き続き取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、上記の内容について、貴法人の構成員の皆様に周知してください。

担当 総務局総務課（公益法人担当）
電話 082-513-2246（ダイヤルイン）